

# わたしたちの国保

## 国民健康保険ガイド

国保加入世帯 13,230世帯  
 被保険者数 24,319人  
 (平成23年9月1日現在)  
 お問い合わせ先 保険課  
 ☎251116

るなど、休日、夜間の受診を減らしましょう。

### 「みんな健康で国保財政も健全」

医療機関で保険証を提示して医療を受けたとき、窓口での支払いは実際にかかった医療費の1〜3割の金額です。残りの金額については、約半分は国・県で負担（退職国保は除く）され、残りの半分はみなさんが納めた保険税でまかなっています。

つまり、医療費が増加すると国保の負担が増え、その負担をまかなうため保険税が値上げされることとなります。みなさんの健康のため、そして健全な国保財政の運営を図るためにも、医療費の節約に努め、また、日頃から健康管理への意識を高めましょう。

### 保険税は重要な財源です

平成23年度の当初予算額では、歳入に占める保険税の割合が国庫支出金に次いで多く、両方を合わせて約5割を占めており、保険税がいかに重要な財源であるかが分かります。

一方、歳出の大部分は保険給付費（主に保険医療費）が占めており、保険医療費の増加で、国保財政はますます厳しい状況にあります。

この状況に対応するためには、保険税の確保と医療費の節約が不可欠であり、加入者のみなさんのご理解とご協力が必要です。

### 上手にお医者さんにかかり、医療費を節約しましょう

#### 1 かかりつけ医をもちましょ

日常的な病気の治療や医療相談に応じてもらえる「かかりつけ医」がいると安心です。自宅近くの医師にかかりつけ医になってもらい、気になる

症状があったら、まずはかかりつけ医に相談しましょう。

#### 2 ジェネリック医薬品を利用しましょう

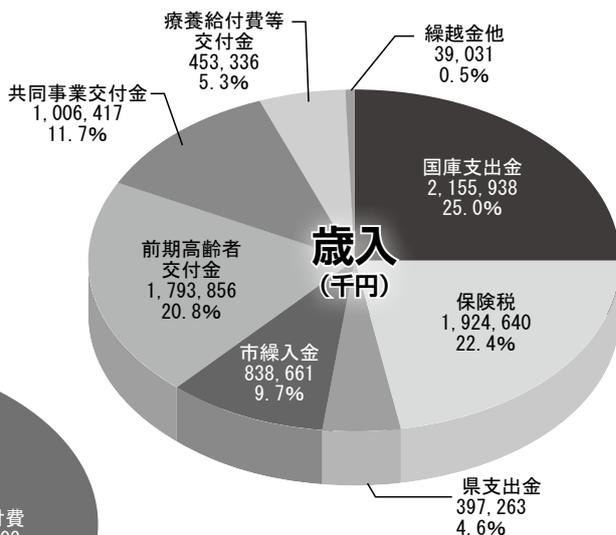
ジェネリック医薬品は開発コストがかからない分安く提供ができ、みなさんの医療費の節約にもなります。医師や薬剤師に相談し、上手に利用しましょう。

希望カードは、保険証更新時に世帯に1枚同封しています。無記名式のため世帯内で共有可能です。

#### 3 休日や夜間の受診を減らしましょ

休日や夜間の受診は割増料金がかかります。また、軽症者が救急医療を受診することにより、緊急性の高い重症患者への治療に支障をきたすことにもなります。

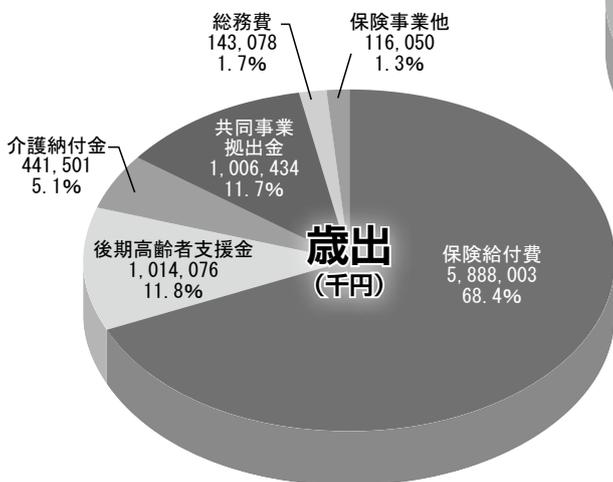
必要な人が安心して医療を受けられるようにするために、早目の受診を心がけ、お子さんの場合には、小児救急電話相談（#8000）を利用す



平成23年度 国保当初予算額

**86億914万円**

(前年対比1.4%増)



# 市では、国保加入者を対象に次の事業を行っています

## ◆人間ドック助成

対象 次の要件を全て満たす人（世帯）

- ① 1年以上継続して国保に加入していること
- ② 35歳以上の人
- ③ 保険税を完納していること

助成額 2万円

※人間ドック受検料が2万円以下の場合、助成額は受検料と同額になります。

## ◆特定健康診査

この健診は、『内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）』に着目したものです。対象者には毎年、通知を発送しています。期間内に、必ず受診しましょう。

対象 40歳以上の人

※ただし、妊娠中の人、施設入所者、長期入院患者、人間ドック受検者（結果を提示した人）等は除きます。

## ◆出産育児一時金支給制度

被保険者が出産した時、1児につき39万円（産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合42万円）を支給しています。申請方法については、医療機関などにご確認ください。※他の社会保険等に1年以上加入の被保険者が退職後6か月以内に産出し、その社会保険等から支給される場合は、国保からは支給されませんのでご注意ください。

## ◆葬祭費支給制度

被保険者が死亡した時、葬祭を行う人に5万円を支給します。

## ～医療費が高額になった時～

### ◆高額療養費

同じ月内の医療費の自己負担額が高額になったとき、申請して認められると、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

「70歳未満の人と70歳以上75歳未満の人」や「住民税課税世帯の人と非課税世帯の人」等では、限度額が異なります。

該当する人には申請のお知らせをします。お知らせ時期は、早くても診療月の3か月後の月末となります。

### ◆入院の場合

1つの医療機関ごとの窓口負担は限度額までとなります。事前に「限度額適用認定証」の交付を申請し、医療機関窓口に提示してください。

ただし、70歳以上75歳未満で住民税が課税されている世帯の人は申請の必要はありません。

### ◆特定疾病の場合

人工透析を必要とする慢性腎不全等で、長期にわたり高額な治療を必要とする特定疾病の人は、一つの医療機関ごとの窓口負担は1万円（70歳未満の上位所得者は2万円）までとなります。「特定疾病療養受療証」の交付を申請し、医療機関等窓口に提示してください。

### ◆高額療養費受領委任払

一つの医療機関等の外来で限度額を超える請求があったときに、患者本人の支払いは限度額までとなり、限度額を超えた高額療養費に相当する金額は、市が直接医療機関等へ支払うものです。

この制度を利用できる人は、原則として国民健康保険税を滞納していない世帯の人です。また、治療を受けた医療機関等で、受領委任払い制度の利用の同意を得ることが必要です。

### ◆高額医療・高額介護合算療養費

年間の医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、国民健康保険と介護保険の両方の自己負担を合算し、年間の限度額を超えた場合に申請して認められると、超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

申請のお知らせをする時期は、例年12月頃を予定しています。

## ◆非自発的失業者の国民健康保険税が軽減されます

倒産・解雇などにより離職した人（特定受給資格者）や雇止めなどにより離職した人（特定理由離職者）は、申告をすることにより国民健康保険税が軽減されます。

## ◆保険証が変わった時にはお届けを

職場の健康保険に加入した場合、自動的に国保の資格は喪失としないため、国保脱退の届けが必要になります。脱退の届け出をせずに国保の保険証を使って医療機関等を受診すると、後日国保が負担した医療費を返還していただくこととなります。また、国民健康保険税と職場の健康保険料との二重払いが生じてしまいます。手続きは郵送でもできますので、できるだけ早

く届け出をお願いします。

## 〈手続き方法〉

### ○窓口の場合

国保と社会保険それぞれの保険証を持参し保険課窓口へ

### ○郵送の場合

社会保険証のコピーと国民健康保険証（原本）を同封し、コピーの余白に「平日窓口に行けないため郵送手続きを依頼したい」と旨と昼間の連絡先住所、氏名を記入し、押印したものを保険課宛に送付してください。

### ◆交通事故等で保険証を使用する場合には至急連絡を

交通事故等、第三者から受けたけがや病気などで保険証を利用して医療機関等にかかる場合は、加害者への求償の手続き等がありますので、至急保険課に届け出をお願いします。

## 届きましたか？

### 保険証が更新されました

10月1日からお使いいただく新しい保険証（灰色）を9月下旬に「簡易書留郵便」で送付しました。

簡易書留郵便の受け取りには受領印が必要です。また、不在時には「郵便物お預かりのお知らせ」が投かんされますので、指示に従って受け取ってください。

郵便局の保管期間内に受け取れなかった場合、10月中旬頃に、市から受領案内の通知を差し上げますのでご確認ください。

※国民健康保険税を滞納している一部の世帯には、納税相談の後にお渡ししますので、郵送はしていません。